

まん延防止等重点措置の実施に関する教育関係の対応

1. 学校における対応

県立学校における学校運営の基本方針

「引き続き感染防止対策を徹底しながら、教育活動を実施」

① 感染予防の徹底

- 健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気、マスクの着用
- 授業等は十分な感染症対策の下で実施
- 食事中の会話禁止（会話は食事後にマスク付けてから）
- 新入生を含めた児童生徒向けリーフレットの配布

② 登下校時の3密の回避

- 電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、必要に応じて始業時刻の繰り下げの実施

③ 部活動

- 感染症対策を徹底した上で実施
- 飛沫感染の可能性が高い活動は原則として行わない
- 泊を伴う合宿等の禁止

④ 修学旅行等の泊を伴う校外行事

- 修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を判断

⑤ 児童生徒の心のケア

- 教職員に対し、改めて適切な対応を指導
- 相談窓口の再周知

2. 家庭における対応

⑥ 家庭へのお願い

- 規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気、マスクの着用
- 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
- 会食等の自粛
- GWを前にした家庭向けリーフレットの配布

3. 市町村への要請

① 感染予防の徹底

④ 修学旅行等の泊を伴う校外行事の適切な対応

⑤ 児童生徒の心のケア

⑥ 家庭へのお願い